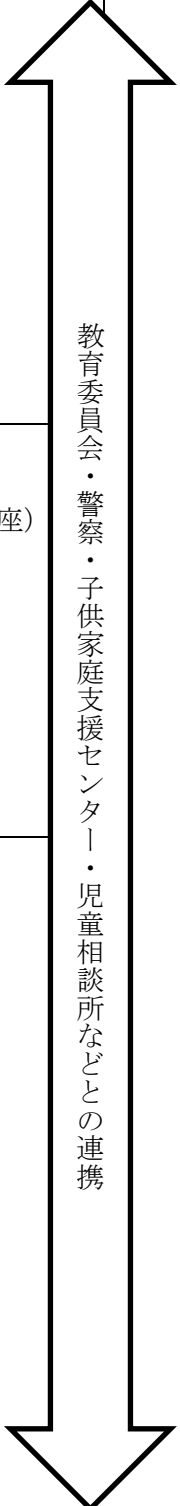


いじめ対策委員会を核とした対応（委員会の主な役割）

- いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき学校に設置される組織
- 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学校いじめ対策推進教員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（当該学年主任・学級担任・保護者等）から構成。
- いじめ防止対策推進法第 13 条、「平成 2 8 年度学校いじめ対応基本方針」に基づき、この委員会が未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処の 4 つの視点において、この委員会が基本方針策定の中核となる。

未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の誇りと自信を守る学級・学年・学校作り <ul style="list-style-type: none"> ・朝の会や休み時間明けの児童観察や呼名。自主的な当番活動、創造的な係活動など。 ・行事・・・学年で心一つにする表現や作品⇒帰属意識 ○いじめ対策委員会によるいじめ防止年間計画の提示 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止標語・ポスター・シンボルマーク・いじめ撲滅宣言などの全校での取り組み ・いじめに関する校内研修の計画（各教科等での指導） ・教科や道徳でのいじめに関する授業の実施。 ○情報の周知、指導の徹底（組織としての対応） <ul style="list-style-type: none"> ・毎週 1 回、生活指導終会で、児童間のトラブルの報告連絡相談・いじめに関する研修会 ○児童会を活用した取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつハイタッチ運動（年 3 回代表委員会で役割分担して実施） ○「SNS 学校ルール」の作成
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会による発見 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査を年 3 回実施。結果の公表（学校評議委員会・学校便り・道徳地区公開講座）（学校独自のアンケート 6・10・2 月末に 3 回、7・11・3 月に聞き取り調査 3 回実施） ○保護者・地域の方との関係・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・学校便りや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有。 ・安全安心パトロールの登校時や休み時間の見守り。日誌の交換、定期的な連絡会の開催。 ・保護者の方や地域の方の踏切や横断歩道の見守り。 ○スクールカウンセラー・心のふれあい相談員による面接面談 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の個別面接。保護者の面談。
◇早期対応◆重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> ◇◆学校いじめ対策委員会を核とした対応策の提示 <ul style="list-style-type: none"> ・把握した情報に基づく速やかな対応策の検討。実施に向けた役割分担の明確化。 ◇◆被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・被害の子供の安全確保。SC、心ふれあい相談員によるケア。 ・加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導。管理職による徹底した説諭。 ・周囲の子供の関わり方を観察、指導。 ・専科、空き時間の教員、支援員による徹底した TT 指導。 ◇◆被害の子供の保護・ケア <ul style="list-style-type: none"> ・複数の教員による安全確保。SC、心ふれあい相談員によるケア。家庭状況の把握とケア。 ◆加害の子供への働き掛け <ul style="list-style-type: none"> ・別室での学習実施、徹底した指導。警察への相談・通報。懲戒や出席停止。加害の子供と保護者のケア。 ◆教育委員会・関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会への報告と連携、子供家庭支援センター・児童相談所などの連携協力。 ◆保護者・地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急保護者会の開催、PTA の活用、民生委員・児童委員等との連携。 ・当該保護者への状況の詳細を説明。再発防止策の周知・徹底。



教育委員会・警察・子供家庭支援センター・児童相談所などとの連携

※学校評価による検証と基本方針の見直し